

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第32号

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第29条 <省略> 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) <省略> (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね <u>15</u> 人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき1人 3 <省略> (職員)	(職員) 第29条 <省略> 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) <省略> (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね <u>20</u> 人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき1人 3 <省略> (職員)
第31条 <省略> 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に	第31条 <省略> 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に

<p>1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>	<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>15</u>人につき1人</p>	<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p>	<p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>
<p>第44条 &lt;省略&gt;</p>	<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p>	<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>15</u>人につき1人</p>	<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p>	<p>3 &lt;省略&gt;</p>
<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>第47条 &lt;省略&gt;</p>	<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>	<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入</p>	<p>1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>
<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>20</u>人につき1人</p>	<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p>	<p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>第44条 &lt;省略&gt;</p>
<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p>	<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>20</u>人につき1人</p>	<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p>	<p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p>
<p>第47条 &lt;省略&gt;</p>	<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>	<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入</p>	<p>1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>	<p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>

<p>れる場合に限る。次号において同じ。) お おむね<u>15</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき 1人</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p>れる場合に限る。次号において同じ。) お おむね<u>20</u>人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき 1人</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>
---	---

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くように努めなければならない。